

# くらしのとびら



◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

## 令和4年4月1日から18歳で成年です!!

民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

### 成年年齢引き下げにより、変わること・変わらないこと

18歳になったらできること (変わること)	20歳にならないとできないこと (変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇親の同意がなくても契約ができる                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話を購入する</li> <li>・ローンを組む</li> <li>・クレジットカードを作成する</li> <li>・一人暮らしの部屋を借りる など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇飲酒をする</li> <li>◇喫煙をする</li> <li>◇競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う</li> <li>◇養子を迎える</li> <li>◇大型・中型自動車運転免許を取得する</li> <li>◇国民年金の加入義務が生じる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇10年有効のパスポートを取得する</li> <li>◇公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る</li> <li>◇結婚する (男女ともに18歳に統一)</li> <li>◇家庭裁判所において、性別の取扱いの変更裁判を受けられる</li> </ul> <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能</p>	

出典:政府広報オンライン「18歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。」

### 様々な契約が一人でできるようになる一方で責任も生じます

令和4年4月1日以降は、成年に達した18歳、19歳の若者が、親の同意を得ることなく一人で契約ができるようになる一方で、未成年者を保護するための「未成年者取消権」を行使することができなくなります。そのため、契約に関する知識や社会経験が少なく、未成年者契約の取消しができなくなって間もない若者をターゲットにする悪質な業者もいます。

トラブルに遭わないために、契約に関する様々なルールを知り、その契約が本当に必要かどうかをよく考えましょう。また、消費者トラブルに巻き込まれるなど、困ったときは一人で悩まず、お近くの消費生活センターへ相談しましょう。



## 部屋を借りる！ トラブルにならないために知っておきたい注意点

部屋を借りるとき、築年数や立地、日当たりや家賃などの条件を十分に吟味して選ぶことが多いと思います。しかし、消費生活センターには、その部屋を退去するときにトラブルになってしまった、という相談が数多く寄せられています。今回、入退去時に消費者トラブルに遭わないためのポイントをまとめてご紹介します。

### 部屋を探すときは

看板やネット上には、様々な広告があふれています。広告では、それぞれの物件の「売り」を表示していますが、「完全」「日本一」「厳選」「格安」など、特定の大ききな表現は、原則、禁止されています。

部屋を借りるときは、実際の建物や部屋の状況、周辺的环境、交通機関の利便性などを自身の目で必ず確認しましょう。写真や動画、広告の文字だけで判断すると、「こんなはずではなかった」と後悔することがあります。



### 契約するときは

契約内容をよく理解し納得した上で契約をしましょう。契約時には、契約書の他に「重要事項説明書」についても説明を受けることとなりますが、この内容は必ず把握してください。特に、契約を解除する場合や敷金の精算の項目は、よく理解しておきましょう。説明が分からない場合は、必ず不動産業者に確認して不明点等がないようにしましょう。

また、不動産業者から受け取った契約書と重要事項説明書は、なくさないように大切に保管しましょう。

なお、契約前に申込金を支払っていたとしても、契約に至らなかった場合はこれを返金してもらうことができます。

### 引渡しのあとは

契約後、荷物を入れる前に、退去時のトラブルを防ぐため、部屋の傷などの状態を写真で記録しておきましょう。その写真は印刷し、日付を入れて保管しましょう。



### 部屋を退去するときの注意点

退去が決まったら、必ず契約書を見て、何をしなければいけないか確認しましょう。消費生活センターに寄せられる相談でも退去時精算、原状回復費用に関するトラブルが多く寄せられています。退去時に立ち会いがあるか、敷金の扱いはどうなのかなどチェックしましょう。



退去時精算、原状回復費用についてはルールがあります。不注意で付けてしまった傷や汚れの補修費用は借主の負担ですが、経年変化や通常の使用による損耗については借主に負担義務はないとされています。入居前に撮影しておいた写真を根拠に、本当に必要な費用かどうかを確認しましょう。

国土交通省の「[原状回復をめぐるトラブルとガイドライン](#)」を参考にしてください。

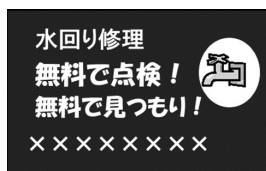
貸主とトラブルになった場合は、消費生活センターや賃貸住宅に関する相談窓口へ相談しましょう。

## 水回り修理等の「暮らしのレスキューサービス」に注意

「トイレが詰まった」、「玄関の鍵をなくして家に入れない」などの突然のトラブルがあると、誰もが焦ってしまいます。そんなとき、ネット広告や家にあったマグネット広告を見て「暮らしのレスキューサービス」に電話をかけると、その広告に記載された代金とはかけ離れた高額請求を受けることがあります。消費生活センターに寄せられた事例を紹介します。

### 【事例1】

深夜、トイレの流れが悪くなったので、慌てて「無料点検、無料見積もり」と書かれたマグネットの広告を見て業者に電話をした。県外から工事業者が来て、「便器を外すと8万円だが、それでも詰まりが解消しない場合は30万円かかる」と言われた。8万円で済むならと思って頼むと、工事完了後に30万円を請求された。



### 【事例2】

外出中に玄関の鍵をなくしたことに気付いた。家に入るために、スマートフォンで調べた「鍵開け5,000円～」という広告を見つけて電話で鍵開けを依頼した。

業者は到着後、「この鍵は開けられない」と言い、裏口に回って勝手口のドアの窓を割り、その鍵を開けた。業者からは、ドアの窓を割られたうえに10万円の請求を受けた。

### 【アドバイス】

- 消費者がネット広告やマグネット広告を見て業者に電話をかけ、サービスの依頼をした場合は通信販売に当たり、クーリング・オフができません。

しかし、広告に記載された代金とかけ離れた金額を請求された場合や、依頼したサービスとは別の作業代金を請求された場合は、消費者が電話をかけて依頼した契約(サービス)とは言えません。消費者が家で新たに金額の提示を受けて契約したときは、訪問販売に当たると考えられるため、クーリング・オフができます。そのため、クーリング・オフ期間内(8日間)であれば、無条件で契約をなかったことにして、代金を支払っている場合は返金を求めることができます。

- 業者の中には、不要な工事をしたり、クーリング・オフに応じない悪質な業者も確認されています。慌ててネット広告やマグネット広告を見て、業者に連絡しないようにしましょう。

突然のトラブルに備えて、普段から信頼できる地元の業者を調べるなど、情報収集をしておきましょう。



# eラーニング講座の 御案内

## 「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」

マネビタとは…「マネー」と「ビタミン」を組み合わせた造語

金融経済教育推進会議(事務局:金融広報中央委員会)では、金融リテラシーに関するeラーニング講座を開講します。人生100年時代における夢や目標を実現するために「お金」との付き合い方を学べます。是非受講してみてください。

詳細は [こちらから](#)



- 講座公開期間 2021年11月25日～2022年5月31日
- 開 講 先 gacco(ドコモgaccoが運営する、無料でeラーニング講座を受講できるwebサイト)
- 講 師 金融経済教育に関わる官庁や団体の専門家
- 対 象 主に大学生・若手社会人向けですが、どなたでも受講できます。
- 講 座 内 容 「金融と経済を学ぶ」「ライフプランを描く」「お金を借りる」「お金を増やす」「リスクに備える」「トラブルを避ける」の全6テーマ、19コマ(1コマ10～15分程度)
- 申 込 方 法 受講募集ページで、受講登録をしてください。  
[https://lms.gacco.org/courses/course-v1:gacco+ga167+2021\\_11/about](https://lms.gacco.org/courses/course-v1:gacco+ga167+2021_11/about)

和歌山県金融広報委員会(和歌山県消費生活センター内)  
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904  
<https://www.wakayama-kinkoui.jp>

### 一人で悩まず相談しましょう

**消費者  
ホット  
ライン**



県やお住いの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します。

**和歌山県消費生活センター**  
【相談ダイヤル】 073-433-1551

平 日 9:00～17:00  
土・日 10:00～16:00 (電話相談のみ)  
(祝日、年末年始は休み)

**和歌山県消費生活センター紀南支所**  
【相談ダイヤル】 0739-24-0999

平 日 9:00～17:00  
(土・日・祝日、年末年始は休み)

**和歌山県消費生活センター**  
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
FAX(073)433-3904

※有料駐車場あり

**和歌山県消費生活センター紀南支所**  
〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号  
県西牟婁総合庁舎内  
FAX(0739)26-7943